

薬生食輸発0531第1号  
令和4年5月31日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(トルコ産ひよこ豆のアフラトキシン、ニュージーランド産はちみつのグリホサート、パラグアイ産チアシードのアフラトキシン及びベネズエラ産カカオ豆のシベルメトリン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年5月26日付け薬生食輸発0526第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、トルコ産ひよこ豆のアフラトキシン、ニュージーランド産はちみつのグリホサート、パラグアイ産チアシードのアフラトキシン及びベネズエラ産カカオ豆のシベルメトリンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。